

ステップ1 遺言書を作成する

1. 遺言書作成上の要件と注意事項を確認しましょう。

本制度の対象は、自筆証書遺言によって作成された遺言書であり、手続に当たり事前に作成する必要があります。自筆証書遺言は、一人で作成でき、手軽で自由度が高いというメリットがありますが、最低限守るべき要件が民法に定められています。また、民法上の要件に加えて、本制度を利用する場合に守っていただく必要がある様式上のルールもあります。この要件とルール、その他の注意事項を以下の遺言書の記載例を見ていきましょう。

<p>遺言書記載例① 財産目録を添付しないで作成した例 署名、押印等の基本的な要件と様式上のルールを確認します。</p>	▶	P09～P10
<p>遺言書記載例② 自書によらない財産目録を添付して作成した例 自書によらない財産目録に関する要件と注意事項を確認します。</p>	▶	P11～P13
<p>遺言書記載例③ 受遺者・遺言執行者を定めて作成した例 受遺者・遺言執行者の定め方、遺言書の文言を変更する方法を確認します。</p>	▶	P14～P15

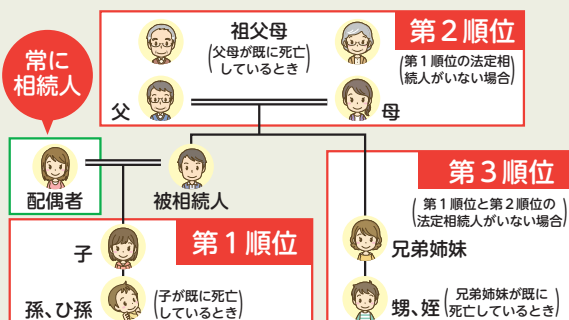
2. 法務局では、遺言書の内容に関する相談には応じることができません。

自筆証書遺言は、一人で作成することができるというメリットがありますが、ご自身のみで作成することに不安を感じる方も多いと思います。

もし、どうしても遺言書の内容について、不明な点がある場合や相談したい場合は、**弁護士等の法律の専門家にご相談ください。**

豆知識

●法定相続人とは？
以下のとおりです。



●遺言書保管所とは？

遺言書の保管に関する事務をつかさどる機関として法務大臣から指定された全国312か所の法務局を意味します。本ガイドブック中では、法務局＝遺言書保管所とさせていただいて差し支えありません。

●受遺者とは？

遺言により財産を受け取る者(法人を含む)のことです。

●遺言執行者とは？

遺言の内容を実現するために必要な手続をする者のことです。

●推定相続人とは？

仮に現時点で相続が発生した場合に、法定相続人となる者のことです。推定相続人が、相続開始時に相続人であるとは限りません。

1 遺言書の記載例①

～不動産と預金を推定相続人に相続させる場合～

実際の遺言書の記載例から民法上の要件や本制度を利用する上でのルールと注意事項を見てみましょう。

記載例①は財産目録を添付しないで作成した遺言書になります。

余白5ミリメートル以上

遺言書

遺言者 遺言太郎は次のとおり遺言する。

1 遺言者は、遺言者の所有する以下の不動産を、
長男遺言一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

(1) 土地
所在：東京都千代田区九段南一丁目
地番：〇番〇 地目：宅地 地積：〇〇平方メートル

(2) 建物
所在：東京都千代田区九段南一丁目〇番地〇
家屋番号：〇番〇 種類：居宅 構造：〇〇
床面積：〇〇平方メートル

2 遺言者は、遺言者の所有する以下の預金のすべて
を、長女遺言雪子（昭和〇年〇月〇日生）に相続
させる。

(1) 〇〇銀行〇〇支店（店番号〇〇 口座番号〇〇〇〇）
(2) 〇〇銀行〇〇支店（店番号〇〇 口座番号〇〇〇〇）

令和5年7月10日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

遺言太郎

遺言
1/1

余白10ミリメートル以上

余白20ミリメートル以上

余白5ミリメートル以上

用紙がA4サイズ

文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものである必要があります。

余白の確保

上側5ミリメートル以上
下側10ミリメートル以上
左側20ミリメートル以上
右側5ミリメートル以上の余白が必要です。

片面のみに記載

裏面にはなにも記載しないようにします。
契印も不要です。

ページ番号を記載

遺言書本文・財産目録には、各ページに通し番号で、ページ数を記載します。

本制度の様式上のルールについて

民法上の要件に加え、本制度を利用する場合に、守っていただかなければならない様式上のルールがあります(法務局における遺言書の保管等に関する省令別記第1号様式)。

- ① A4サイズ
- ② 上側5ミリメートル以上、下側10ミリメートル以上、左側20ミリメートル以上、右側5ミリメートル以上の余白を確保する
- ③ 片面のみに記載
- ④ 各ページにページ番号を記載(1枚のときも1/1と記載)
- ⑤ 複数ページでも、とじ合わせない(封筒も不要)



遺言書全文の自書

ボールペン等の容易に消えない筆記具を使って作成します。

遺言書の作成日付の自書

作成日付は、遺言書を作成した年月日を具体的に記載する必要があります。

✗ 「〇年〇月吉日」などの記載は不可

遺言者の署名

遺言者の氏名は、住民票などの記載どおりに記載します。

✗ ペンネームの記載は不可

遺言者の押印

押印は認印でも問題ありませんが、スタンプ印は避けてください。

遺言書の全文、日付、氏名の自書と押印(民法第968条第1項の要件)

自筆証書によって遺言をするには、遺言書の全文、遺言の作成日付及び遺言者氏名を、必ず遺言者が自書し、押印する必要があります。記載例①を見てみると、この要件を満たしていることがわかります。

財産の特定について

財産目録を添付せずに、遺言書本文に財産を自書する場合は、財産の特定について疑義が生じないように、不動産の場合は登記事項証明書等で確認するなどして、間違いがないように記載する必要があります。



2 遺言書の記載例②

～登記情報や通帳のコピーを財産目録として添付する場合～

記載例②は自書によらない財産目録を添付して作成した遺言書になります。
自書によらない財産目録に関する要件と注意事項を確認しましょう。

財産の特定
財産目録を添付して遺言書を作成する場合は、別紙1、別紙2などと記載して財産を特定しましょう。

推定相続人の場合
「相続させる」又は「遺贈する」と記載します。「遺贈する」とした場合には、申請書に受遺者として記載する必要があります。(P21・P22参照)

人物の特定
氏名のほか、生年月日、肩書き、住所等のいずれかで人物の特定ができるように記載しましょう。

付言事項がある場合は、本文に自書します。財産目録に記載しないように注意しましょう。

遺言者の住所や生年月日は、必須の記載事項ではありませんが、記載した場合でも削除する必要はありません。

余白5ミリメートル以上

遺言書

遺言者 遺言太郎は次のとおり遺言する。

- 遺言者は、遺言者の所有する別紙1の不動産を、長男遺言一郎(昭和〇年〇月〇日生)に相続させる。
- 遺言者は、遺言者の所有する別紙2の預金のすべてを、長女遺言雪子(昭和〇年〇月〇日生)に相続させる。
- 付言事項
一郎と雪子には、これまでどおり仲のいい関係を続けてくれるように願っている。

令和5年7月10日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

遺言太郎 (遺言)

(昭和〇年〇月〇日生)

1/3

余白10ミリメートル以上

余白5ミリメートル以上


財産目録は、自書でなく、不動産(土地・建物)の登記事項証明書等を添付する方法で作成することができますが、その場合は、その目録の全てのページに署名押印が必要です(民法第968条第2項の要件)。

財産目録も記載例①で確認したA4サイズ、余白、片面等の様式上のルールを守っていただく必要があるのは同様です。

↑ 余白5ミリメートル以上 ↓

別紙 1

2020/04/01 08:40 現在の情報です。



表題部 (土地の表示)		調製 [余白]	不動産番号	△△△△△△△△△△△△△△
地図番号 [余白]	境界特定 [余白]			
所在 △△△△区□□-丁□		[余白]		
① 地番	② 地目	③ 地積 m	原因及びその日付【登記の日付】	
1番2	宅地	300:00	1番から分筆 〔平成20年10月14日〕	
所有者 △△△△区□□-丁目1番1号 民事記子				

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)				
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項	
1	所有権保存	平成20年10月15日 第△△△号	所有者 △△△△区□□-丁目1番1号 民事記子	
2	所有権移転	平成20年10月27日 第△△△号	原因 平成20年10月26日売買 所有者 △△△△区□□-丁目1番2号 法務太郎	

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)				
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項	
1	抵当権設定	平成20年11月12日 第△△△号	原因 平成20年11月4日金銭消費貸借同日 設定 借付額 金4,000万円 利息 年2・6% (年365日割計算) 償還金 年14・5% (年365日割計算) 債務者 △△△△区□□-丁目1番2号 法務太郎 抵当権者 △△△△区□□-丁目1番6号 株式会社○○銀行	

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

遺言太郎 (遺言)

2 / 3

↑ 余白10ミリメートル以上 ↓

不動産の場合
所在、地番、家屋番号等により不動産を特定できれば、登記事項証明書の一部やコピー(縮小可)を財産目録として添付することができます。
※別紙1は、登記情報提供サービスを利用して印刷した例です。

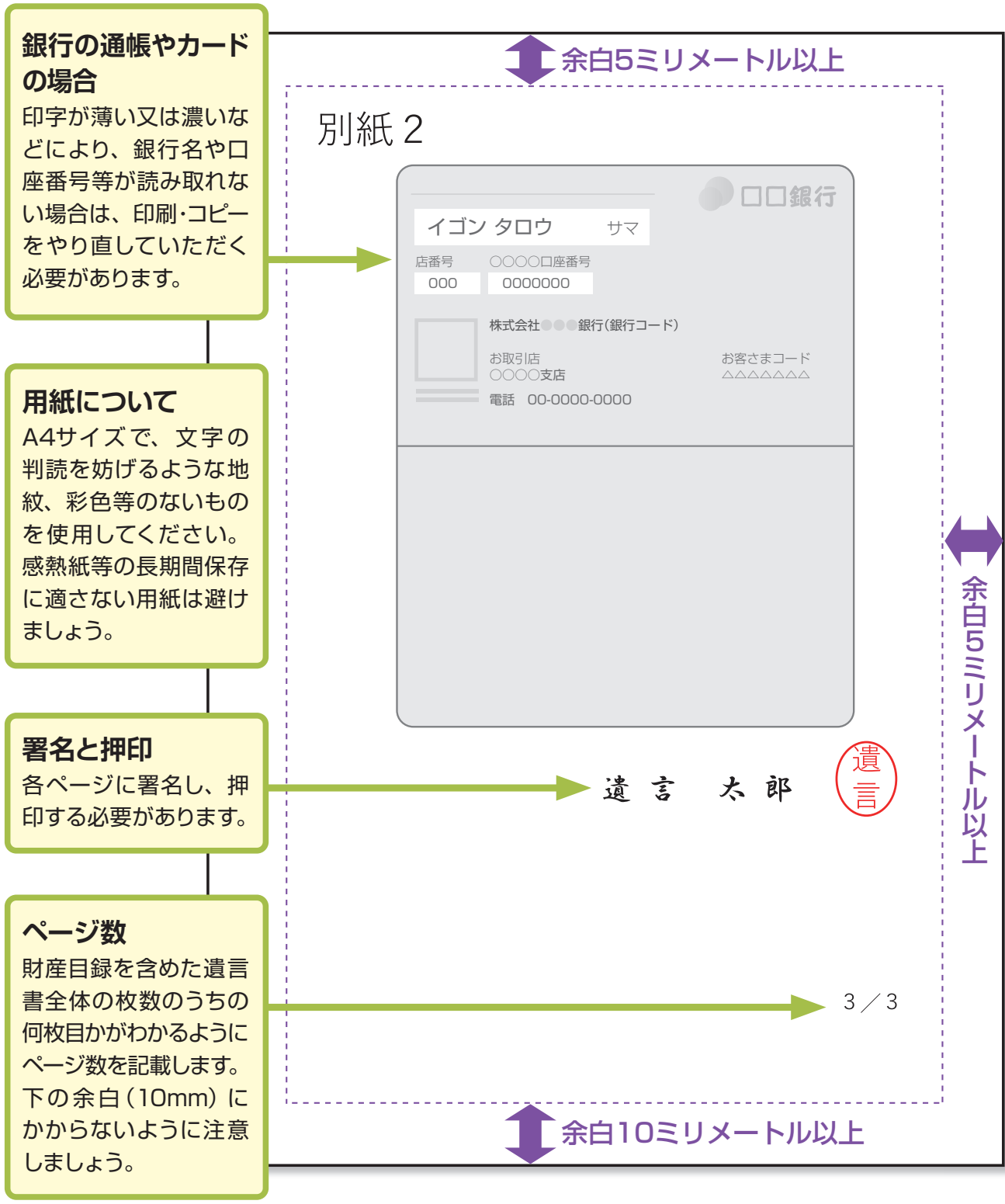
コピーの場合は、その内容が明確に読み取れるように、鮮明に写っている必要があります。
鮮明に写っていない財産目録は、相続開始後、遺言書の内容を証明書(遺言書情報証明書)として発行するとき内容が読み取れないおそれがあるので注意しましょう。

署名と押印
自書によらない財産目録を添付する場合は、その各ページに署名し、押印する必要があります。
署名は必ず自書する必要があります。

余白20ミリメートル以上

銀行の通帳やカードのコピーを財産目録として作成することができます。
銀行名、支店名、口座名義、口座番号が明確に読み取れるように、鮮明に写っているかどうかを確認しましょう。

なお、自書によらない財産目録は本文が記載された用紙とは別の用紙で作成される必要があり、本文と同一の用紙に自書によらない記載をすることはできませんので注意しましょう。



3 遺言書の記載例③ ～受遺者及び遺言執行者を定める場合～

記載例③では、受遺者、遺言執行者の定め方や遺言書の内容の変更方法を確認しましょう。文字の変更がある場合は、その場所が分かるように明示して、変更の旨を付記して署名し、変更箇所に押印をする必要があります(民法第968条第3項の要件)。

余白5ミリメートル以上

遺言書

遺言者 遺言太郎は次のとおり遺言する。

1 遺言者は、遺言者の所有する別紙目録の1及び2の不動産を、長男遺言一郎(昭和〇年〇月〇日生)に相続させる。

2 遺言者は、遺言者の所有する別紙目録の3の^{預金}不動産^{遺言}のすべてを、次の者に遺贈する。

住所 東京都千代田区九段南1丁目1番15号
氏名 甲山花子
生年月日 昭和45年4月15日

3 遺言者は、この遺言の遺言執行者として次の者を指定する。

住所 東京都板橋区板橋1丁目44番6号
氏名 東京和男
職業 弁護士
生年月日 昭和40年11月15日
令和5年7月10日

住所 ○〇県○〇市○〇町○丁目○番○号

遺言太郎

上記2中 3字削除2字追加 遺言太郎

1/2

余白10ミリメートル以上

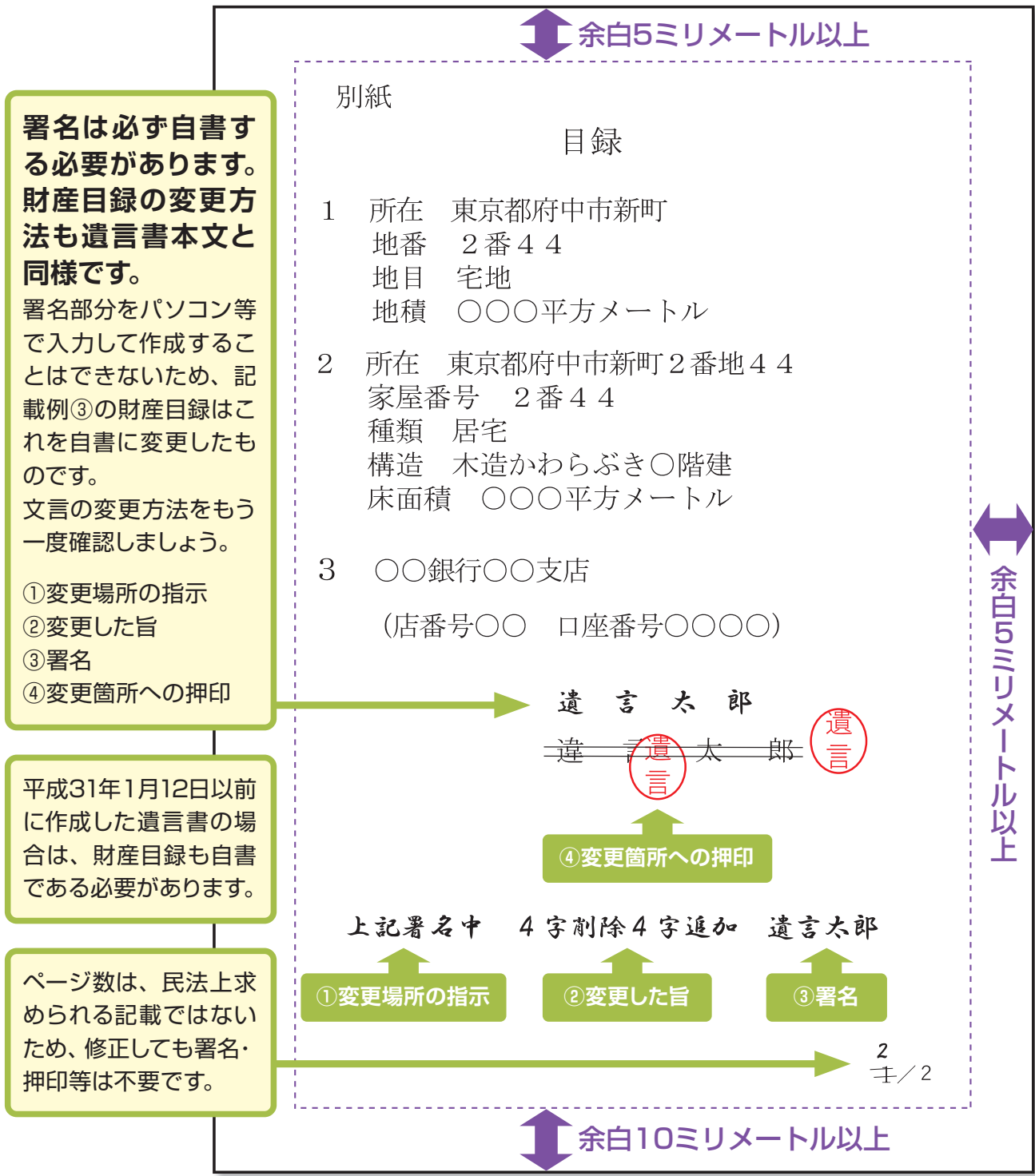
文言の変更・追加
変更する場合は、従前の記載に二重線を施し、押印が必要です。加えて、適宜の場所に変更場所の指示、変更した旨、署名が必要です。修正テープや修正インクで修正することはできません。変更等があるときは書き直すことをおすすめします。

受遺者の記載
推定相続人以外の者には「相続させる」ではなく、「遺贈する」と記載します。申請書に受遺者としての記載が必要です(P21・P22参照)。

遺言執行者の記載
氏名のほか、生年月日、肩書き、住所等のいずれかで人物が特定できるように記載します。遺言執行者はご家族や知人から選ぶことができ、複数人指定することもできます。遺言執行者を指定した場合は、申請書に遺言執行者としての記載が必要です(P21・P22参照)。

余白20ミリメートル以上

記載例③の財産目録はパソコンで入力して作成・印刷したものです。
財産目録には、財産を特定するための形式的な事項のみを記載し、それ以外の事項は遺言書本文に自書しましょう。



4 まとめ

これまでの内容をまとめています。ご自身が作成した遺言書について、もう一度確認し、チェックしてみましょう。

P29のセルフチェックシートもご利用ください。

■遺言書の全文、日付、氏名の自署と押印（民法第968条第1項の要件）

- 1 遺言書全文の自書
ボールペン等の容易に消えない筆記具を使って作成します。
- 2 遺言書の作成日付の自書
作成日付は、遺言書を作成した年月日を具体的に記載する必要があります。
- 3 遺言者の署名
遺言者の氏名は、住民票や戸籍の記載どおりに記載します。
- 4 遺言者の押印
押印は認印でも問題ありませんが、スタンプ印は避けてください。

■自書によらない財産目録（民法第968条第2項の要件）

- 1 自書によらない財産目録を添付する場合は、その毎ページに署名し、押印する必要があります。
- 2 自書によらない財産目録は本文が記載された用紙とは別の用紙で作成される必要があり、本文と同一の用紙に自書によらない記載をすることはできません。
- 3 平成31年1月12日以前に作成した遺言書の場合は、財産目録も自書である必要があります。

■遺言書の文言の変更・追加（民法第968条第3項の要件）

- 変更する場合は、従前の記載に二重線を施し、押印が必要です。加えて、適宜の場所に変更場所の指示、変更した旨、署名が必要です。

■本制度の様式上のルール（法務局における遺言書の保管等に関する省令別記第1号様式）

- 1 用紙がA4サイズで、裏面に何も記載されていないことが必要です。
- 2 上側5ミリメートル以上、下側10ミリメートル以上、左側20ミリメートル以上、右側5ミリメートル以上の余白が必要です。
- 3 遺言書本文・財産目録には、各ページに通し番号で、ページ数を記載します。
- 4 複数ページでも、とじ合わせません（封筒も不要）。

■その他の注意事項

- 1 推定相続人以外の者に対しては、「相続させる」ではなく、「遺贈する」と記載します。受遺者等は、申請書に記載する必要があります（予備的遺言により受遺者等となる方についても含まれます）。
- 2 遺言執行者を指定した場合、遺言執行者を申請書に記載する必要があります。
- 3 自書によらない財産目録について、コピーの場合は、その内容が明確に読み取れるように、鮮明に写っていることが必要です。
- 4 付言事項がある場合は、自書により、遺言書本文に記載します。